（国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　国民公園、千鳥ケ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年厚生省令第十三号）第九条第一号及び第二号、第十条第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第十一条

二　農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令（昭和四十六年農林省令第四十七号）別表第四から別表第六まで

三　農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和四十七年総理府令第六十六号）別表

四　農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和五十年総理府令第三十一号）別表

五　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府厚生省令第一号）第一条の二第一項第三号イ及び第二条第一項第二号ロ(1)

六　騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）第五条第五号

七　特定二酸化炭素ガスに含まれる二酸化炭素の濃度の測定の方法を定める省令（平成十九年環境省令第二十二号）第一条第二号及び第二条

八　使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令第四条に規定する委託の基準に関する省令（平成二十五年環境省令第五号）第二条第四号ハ

（公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令等の一部改正）

第三条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和四十九年総理府令第六十四号）様式第一号から様式第六号まで

二　スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律施行規則（平成三年総理府令第六号）別記様式

三　自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成四年総理府令第五十三号）様式第一から様式第八まで

四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）様式第一から様式第三まで及び様式第五から様式第十まで

五　南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）様式第一から様式第附一まで

六　廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚生省令第六十一号）別記様式

七　土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成十四年環境省令第二十三号）様式第一から様式第十一まで

八　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）様式第四の二から様式第六まで、様式第十六、様式第十六の二、様式第二十一及び様式第二十二

九　廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）様式第一号から様式第八号まで

十　動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）様式第一から様式第十まで、様式第十一の二及び様式第十一の四から様式第二十一まで

十一　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）様式第一、様式第二及び様式第四から様式第六まで

十二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成十八年環境省令第二十四号）様式第一号

十三　特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）様式第一号から様式第四号まで及び様式第六号

十四　環境省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年環境省令第十五号）様式第一から様式第八まで

十五　汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）様式第一から様式第十まで

十六　水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則（平成二十二年環境省令第九号）様式第一及び様式第二

十七　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定による届出に関する省令（平成二十九年環境省令第十三号）様式第一号

（騒音規制法施行規則の一部改正）

第四条　騒音規制法施行規則（昭和四十六年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号及び第二号、第十三条第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第十四条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第十までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第五条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条、第七条の五第二項、第十三条の三第一号及び第二号、第十三条の四第一項第一号から第三号まで及び第二項、第十三条の五並びに第十八条第一項第五号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第一中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、「（以下単に「規格」という。）」を削り、「規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第二から第三の二までの表中「規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一から様式第六の二までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第七中「規格」を「日本産業規格」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の六の二第一号ロ(3)、第七条の二の二第三項、第八条の四の二第六号ニ及び第十二条の四十二第一項第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則様式、様式第二号から様式第三十一号の二まで、様式第三十二号及び様式第三十五号から様式第三十五号の四までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第七条　水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の五第一号及び第二号、第九条の二の六第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第九条の二の七中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第一、様式第二の二、様式第四から様式第七まで、様式第十及び様式十の二の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。